

生駒市規則第 1 1 号

生駒市教育委員会に対する事務委任規則をここに公布する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市教育委員会に対する事務委任規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第 2 条 市長は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業に関する事務を教育委員会に委任する。

(協議)

第 3 条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、市長と協議しなければならない。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。